

第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次船橋市文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映するため、第3次船橋市文化振興基本方針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本方針の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から教育委員会に助言や提言を行う。
- (2) その他策定委員会の目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 船橋市文化振興推進協議会委員
- (2) 市民公募による者

(任期)

第5条 策定委員会は、第2条に規定する事項について完了したときは解散する。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

- 2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。
- 3 策定委員会の会議の公開については、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

(災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

（庶務）

第9条 策定委員会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。